

J R東日本B R T事業における2018年度輸送の安全に関する取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

J R東日本グループは会社発足以来、一貫して「安全」を経営の最重要課題と位置づけ、安全性向上の取り組みを継続して進めております。

2011年3月の東日本大震災では、当社の鉄道施設も大きな被害を受けましたが、特に沿岸部の津波被災線区においては、安全が確保され地域の復興・まちづくりと整合した公共交通手段を早期に提供するため、当社が道路運送法に基づく「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可を受け、気仙沼線及び大船渡線において上記事業を実施することといたしました。

震災後に新たに策定した「グループ経営構想V」(～限りなき前進～)においても、J R東日本グループは「お客さまの求める安全で品質の高いサービスを提供する」「鉄道サービス・生活サービスの提供を通じて、地域の発展に貢献する」という「変わらぬ使命」を改めて経営の重要な柱に位置付けて、不断の努力を続けてまいりました。今年度新しく策定した「変革2027」においても、品質の高いサービスを提供し、お客さまのご期待に応えるとともに、ネットワークの力を活かし、地域社会の発展に貢献してまいります。

輸送の安全に向けた具体的な取り組みにつきましては、会社発足以来6回目となる安全5ヶ年計画「グループ安全計画2018」を2014年度にスタートさせ、「部内原因による事故は完封する」「外的要因による事故は計画的にリスクを低減させる」「社会とかかわりが密接な事故は社会と協調し、総合的な施策を展開する」を目指す方向として示し、一般乗合旅客自動車運送事業においても、「グループ安全計画2018」の方針を基軸として、安全の確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 輸送の安全に関する目標

気仙沼線・大船渡線B R T事業において、重点目標として以下の3点を掲げ、委託先事業者(株)ミヤコーバス及び岩手県交通(株)と一体となって安全確保に取り組んでいます。

- ①お客さまや通行者等の死傷事故ゼロ
- ②社員(グループ会社及び委託先事業者含む)の死亡事故ゼロ
- ③災害発生時のお客さまの安全確保(地震・津波発生時等)

(2) 2017年度の目標の達成状況

- ①お客さまや通行者等の死傷事故は発生していません。
- ②社員(グループ会社及び委託先事業者含む)の死亡事故は発生していません。
- ③2017年8月29日(火)5時58分頃に北朝鮮から東北地方の方向にミサイルが発射されたため、6時02分に全国瞬時警報システム(Jアラート)が発信されました。この際、運行管理者と乗務員が連携し、出庫前車両については一時出庫を見合わせたほか、運行中の気仙沼線・大船渡線B R Tについては注意運転を行いました。また、2017年9月15日(金)7時02分においても全国瞬時警報システム(Jアラート)が発信され、運行中の気仙沼線・大船渡線B R Tについては一時運転を見合わせました。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(2017年度)

第2条第11号に該当するもの 10件(車両故障)

※2017年度において、輸送の安全確保命令、事業改善命令、行政処分等は受けておりません。

4. 安全管理規程

「旅客自動車運送事業安全管理規程」は、別紙のとおりです。(【別紙1】参照)

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 2017年度に輸送の安全のために講じた措置

①委託先事業者の「運輸安全マネジメント」についての意見交換会の充実

- ・JR東日本及び委託先事業者の安全統括管理者を交えた「安全ミーティング」を開催し、安全に関する方針の共通認識を図った他、1年間の取り組みの振り返りを行い、2018年度に向けた重点取り組み事項について議論し、連携して取り組んでいくことを確認しました。
- ・お客さまに安全・安心を提供することを目的として、JR東日本及び委託先事業者で、コンプライアンスに則った運行管理・確実な点呼・乗務員の指導及び訓練・車両応急処置・社員の健康管理等について意見交換を実施しました。

②情報共有化による安全意識の向上

- ・発生した事故や委託先事業者とともに収集したヒヤリハット情報をもとに、教訓等を取りまとめた資料を職場内に掲示するだけでなく、教育資料としても活用することにより、事故等の未然防止に取り組みました。
- ・JR東日本と委託先事業者による「3社合同意見交換会」を実施し、安全の確保に関する課題や対策について議論し、安全意識のレベルアップを図りました。
- ・委託先事業者が盛岡支社安全フォーラムに参加し、安全性を高めるための考え方や取り組み例について共有しました。
- ・BRT沿線の警察署や消防署との「BRT連絡協議会」及び「石巻ブロック警察協議会」を開催し、警察、消防との連携を図りました。
- ・委託先事業者、ジェイアールバス関東、ジェイアールバス東北と意見交換会を行い、安全の取り組みを共有しました。

③乗務員等の教育及び研修

- ・乗務員等の教育及び研修については、委託先事業者が行う年間計画及び実施状況を把握し、委託先事業者と一体となってレベルアップに取り組みました。
- ・大船渡線BRTの「まちなか陸前高田駅」開業に伴うダイヤ改正(2017年4月27日)や気仙沼線BRTの「気仙沼市立病院駅」開業に伴うダイヤ改正(2017年11月2日)に合わせて、JR東日本と委託先事業者が連携して、運行ルートの確認を実施しました。
- ・国土交通省が定めている「乗務員に対して行う指導及び監督の指針」10項目等について、委託先事業者の実施状況を確認しました。
- ・運行管理者等による添乗や点呼立会い等を行い、安全のための教育に反映させました。

④津波避難訓練の充実

- ・JR東日本及び委託先事業者、並びに沿線の警察署及び消防署等が参加した「津波避難訓練」を実施するとともに、乗務員研修として津波避難に関する机上での訓練を行いました。
- ・鉄道における津波避難時の誘導等について確認するため、JR東日本が実施した八戸線列車津波避難訓練に委託先事業者も参加しました。

⑤その他計画的に実施する事項

- ・委託先事業者と一体となり、全国交通安全運動、車椅子・高齢者疑似体験訓練、バスジャック・非常ドア開閉訓練、チェーン掛訓練の取り組みを継続して実施しました。
- ・夏季輸送及び年末年始期間中に安全総点検を実施し、委託先事業者と一体となった安全確保の取り組みを進めました。
- ・BRT沿線の保育園において交通安全教室を行いました。
- ・BRT要注意交差点での一般車への注意喚起と安全指導の啓発活動を委託先事業者、警察と合同で実施しました。
- ・2017年度は病院の開業や利便性向上のため3度のダイヤ改正を行いました。ダイヤ改正によるルート変更等にも準備を確実にし、安全運行に向け取り組みました。
- ・大船渡線BRTの梅神交差点（小友～碁石海岸口間）において、交差点に接近する自動車等を検知して乗務員に知らせる「BRT専用道交差点事故防止支援システム」を本稼働させました。

(2) 2018年度に輸送の安全のために講じる措置（計画）

①委託先事業者の「運輸安全マネジメント」についての意見交換会の充実

- ・JR東日本及び委託先事業者の安全統括管理者を交えた「安全ミーティング」を開催するとともに、JR東日本及び委託先事業者の営業所間で、コンプライアンスに則った運行管理や乗務員の指導等について意見交換を実施します。

②情報共有化による安全意識の向上

- ・ヒヤリハットの共有化等を目的とした情報誌を発行し、事故防止に向けた活用を図ります。
- ・JR東日本と委託先事業者による「3社合同意見交換会」を実施します。
- ・交通事故・重大な労働災害等の情報共有化を行うとともに、鉄道安全シンポジウム等への参加により、委託先事業者の安全レベル向上を支援します。
- ・BRT沿線の警察署や消防署との「BRT連絡協議会」及び「石巻ブロック警察協議会」を開催し、警察、消防との連携を図ります。

③乗務員等の教育及び研修

- ・委託先事業者が行う乗務員指導・教育の年間計画を把握し、意見交換を行いながら委託先事業者と一体となってレベルアップに取り組みます。
- ・国土交通省が定めている「乗務員に対して行う指導及び監督の指針」10項目等について、委託先事業者の実施状況を確認します。

④津波避難訓練の充実

- ・大震災発生時の対応を充実させるため「津波避難訓練」を継続して実施するほか、「津波注意区間および津波避難ルート図」を活用した机上訓練を行います。

⑤BRT専用道の延伸

- ・専用道延伸工事（気仙沼線BRT：柳津～陸前戸倉間、清水浜～歌津間、最知～松岩間 大船渡線BRT：陸前矢作～竹駒間、脇ノ沢～小友間）が完成することから、運行ルートの状況を委託先業者と確認を行います。

⑥その他計画的に実施する事項

- ・委託先事業者と連携し、全国交通安全運動、車椅子・高齢者疑似体験訓練、チェーン掛訓練等の取り組みを継続して実施します。
- ・夏季輸送及び年末年始期間中に安全総点検を実施し、委託先事業者と一体となった安全確保の

取り組みを進めます。

- ・BRT 要注意交差点での一般車への注意喚起と安全指導の啓発活動を警察と合同で実施します。
- ・ルート変更等に伴うダイヤ改正を確実にを行い、安全運行に向け取り組みます。

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制

輸送の安全に関する情報の伝達体制の概略図は、別紙のとおりです。（【別紙2】参照）

7. 輸送の安全に係る内部監査の実施

安全管理規程に基づき、2017年8月に内部監査を実施しました。その結果、安全統括管理者による輸送の安全に関するマネジメントが適正に実施されていることを確認しました。今年度も内部監査を実施し、安全管理体制等について確認します。

8. 安全統括管理者

氏 名 : 太田 朝道

役 職 : 東日本旅客鉄道株式会社 常務取締役

旅客自動車運送事業安全管理規程

東日本旅客鉄道株式会社

旅客自動車運送事業安全管理規程

平成 24 年 12 月 22 日 制定
平成 25 年 10 月 1 日 改正
平成 26 年 6 月 24 日 改正
平成 28 年 7 月 7 日 改正

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等（第 4 条－第 7 条）

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制（第 8 条－第 11 条）

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法（第 12 条－第 19 条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、一般乗合旅客自動車運送事業における管理の受委託の許可に付された条件に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、旅客自動車運送事業（以下「事業」という。）に係る業務活動に適用する。

(用語の定義)

第3条 本規程における用語の意味は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「運輸安全マネジメント」とは、事業の運営において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を経営の責任者から全従業員に浸透させ、輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価及び改善の一連の過程を定め、これを継続的に実施することにより、事業全体の輸送の安全の確保及びその安全性の向上を図る仕組みをいう。
- (2) 「経営トップ」とは、経営に関する最高意思決定を行うとともに最終的な経営責任を負う代表取締役社長（以下「社長」という。）及び取締役会をいう。
- (3) 「役員」とは、取締役及び執行役員をいう。
- (4) 「安全統括管理者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第22条の2第4項の規定を準用し、選任された者をいう。
- (5) 「運行管理者」とは、法第23条第1項の規定により選任された者をいう。
- (6) 「整備管理者」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項の規定により選任された者をいう。
- (7) 「事業の管理の受委託」とは、法第35条の規定による一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託をいう。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 事業の管理の受委託の実施にあたっては、受託者と相互に協力、連携して、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第6条 第4条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第8条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第9条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 支社長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支社内の指導監督を行う。また、BRT営業所長は、支社長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、BRT営業所内の指導監督を行う。
 - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別表に定めるところによる。
 - 4 安全統括管理者がやむを得ない事由により職務を遂行できない場合は、他の役員がその職務を代行する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 社長は、役員のうち旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第11条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、支社長、BRT営業所長、運行管理者及び整備管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第12条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安

全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第13条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

2 安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第14条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の関係箇所に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第15条 第6条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第16条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第17条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第18条 次に掲げる輸送の安全に関する情報について、毎事業年度の経過後100日以内に、適切な方法により公表する。

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針

(2) 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

(3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(4) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(5) 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制

(6) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

(7) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

(8) 安全管理規程

(9) 安全統括管理者

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

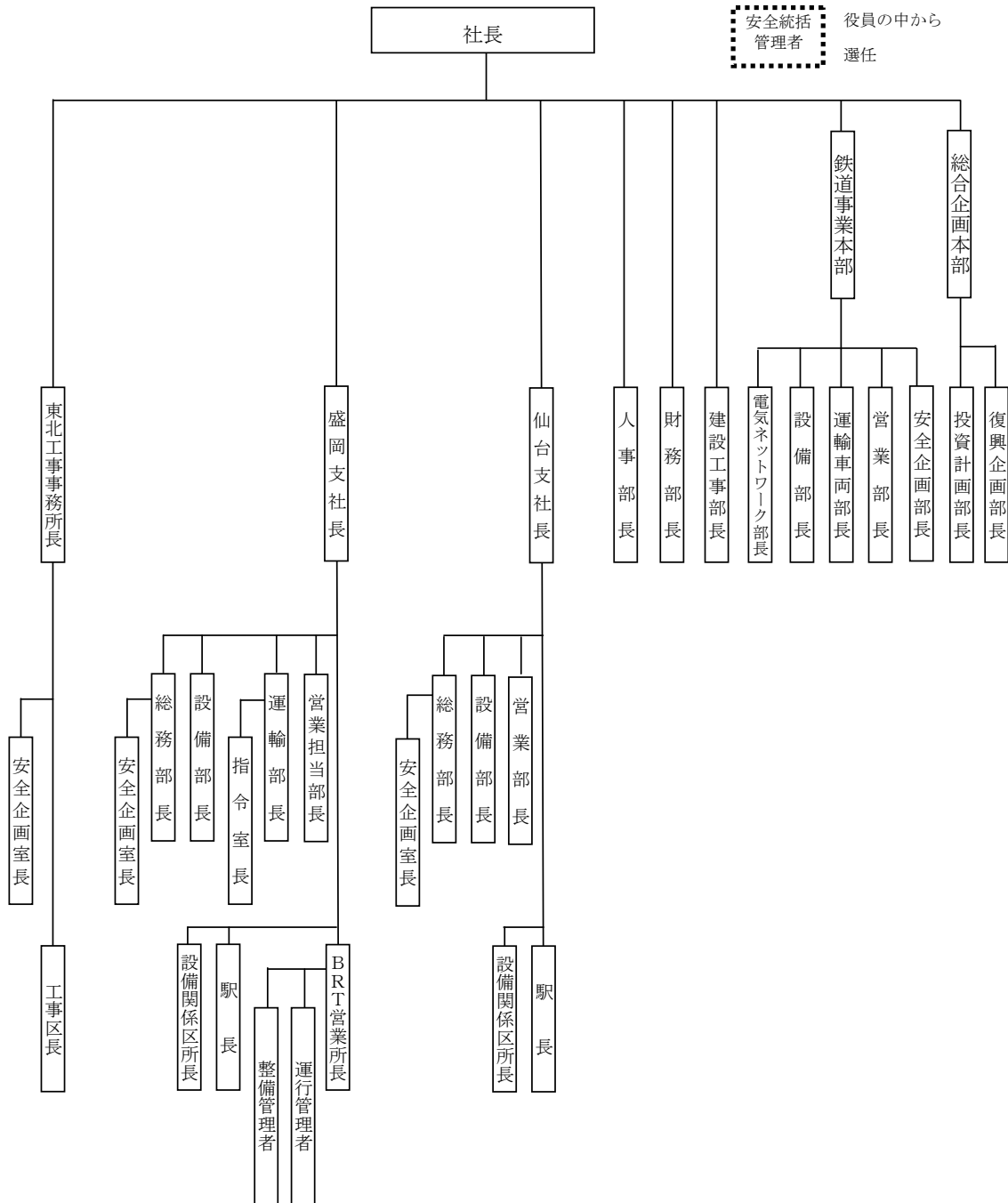
第19条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、

災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

2 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報についての記録の保存方法は別に定める。

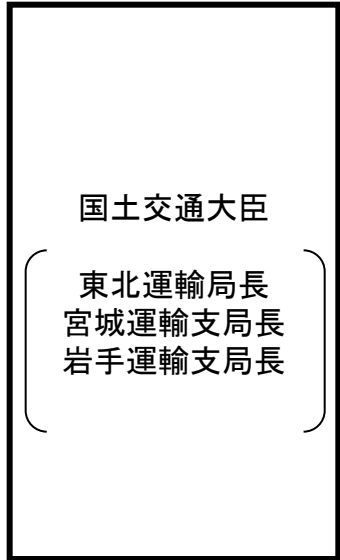
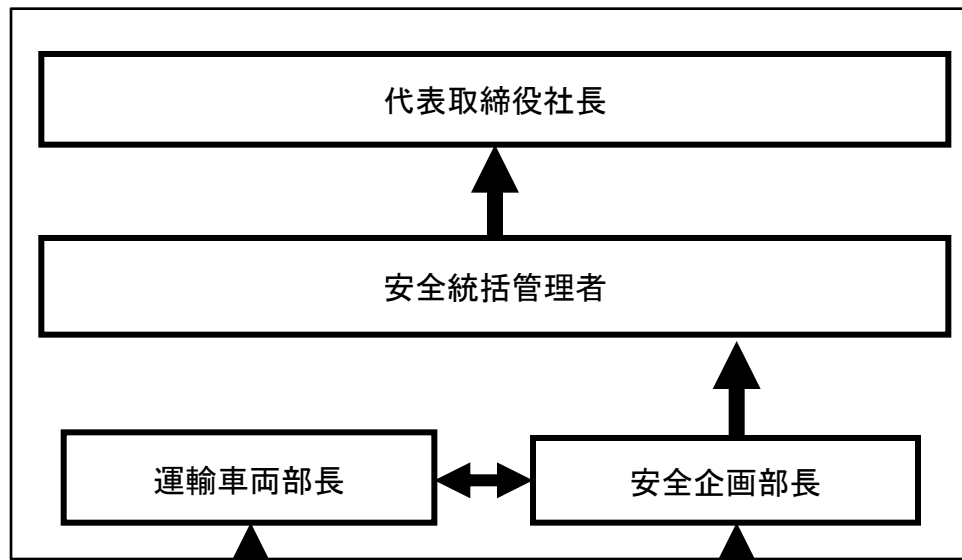
別表

輸送の安全の確保に関する業務体制の概略図

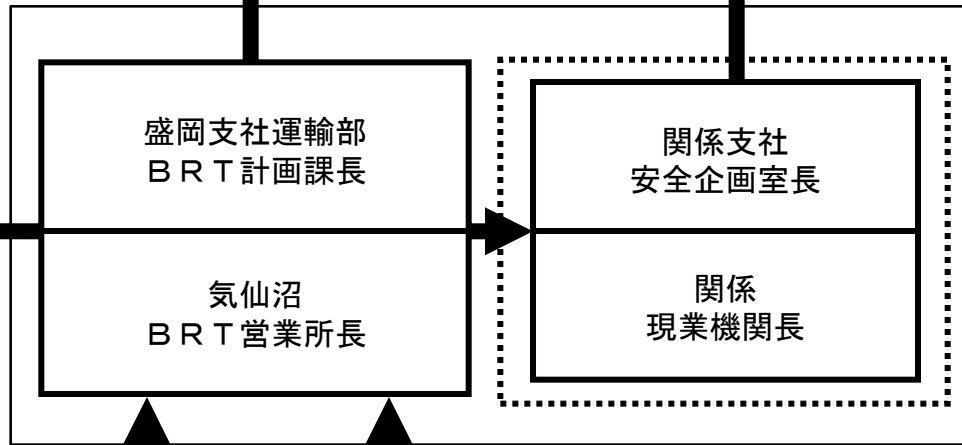


BRT 緊急時連絡体制表

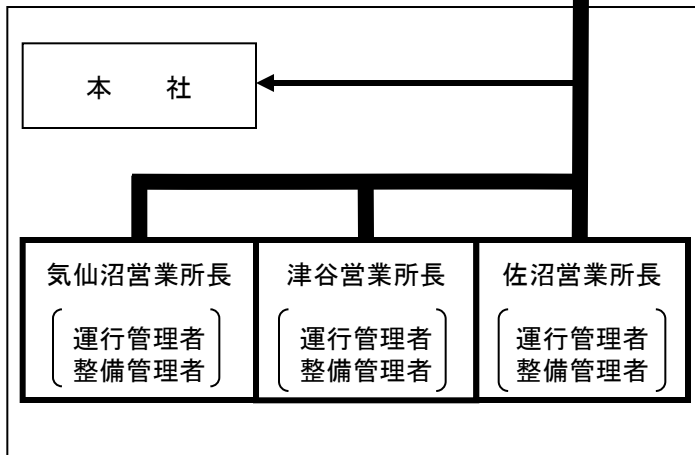
【JR東日本本社】



【現業機関及び支社】



【株ミヤコーバス】



【岩手県交通株】

